

アモイ市政府 と日系企業 意見交換会

会議記録

アモイ市人民政府
日本貿易振興機構広州事務所
2010年11月30日

企業の事前質問と政府部門の回答

- 一、アモイ市工商局より企業再編手続について説明
- 二、アモイ税関より輸出入手続について説明
- 三、アモイ市労働社会保障局より外国人就業と従業員募集について説明
- 四、アモイ市科技局よりハイテク企業認定について説明
- 五、アモイ国家税務局と地方税務局より税務問題について説明
- 六、アモイ出入境検閲検疫局より中古設備設備の輸出入について説明
- 七、アモイ市貿易発展局より貿易政策について説明
- 八、その他の部門より現場説明

企業の事前質問と政府部門の回答

一、アモイ市工商局より企業再編手続について説明

問題	回答
<p>当社はアモイに2社進出したが、昨年1社に統合しました。統合した企業に債務債権を移管したが、企業閉鎖ではないため行政手続が簡易にできると考えたが、実際は合併手続に一年以上を要しました。関連政府機関への批准に必要な提出書類を一括的に教えてくれるのではなく、何度も補足で説明することとなりました。企業の統合については行政手続を簡便化できないか、若しくは設立時のようにワンストップサービスで対応できないか。企業の立場を考慮した上、適当なご指導をお願いしたい。</p>	<p>対外貿易経済合作部と国家工商行政管理総局が発布する「外商投資企業の合併と分立に関する規定」の第31条により、吸収合併の形式で統合する場合、以下の手続が必要とします：</p> <p>1、吸収側の企業は元の審査認可機関で外商投資企業批准証書の変更手続を行い、登記機関で変更登記をしなければならない。</p> <p>2、加入側の企業は元の審査認可機関で外商投資企業批准証書の抹消手続を行い、登記機関で抹消登記をしなければならない</p> <p>上記規定に従い、吸収合併で統合する場合、審査認可機関ではそれぞれの変更、抹消手続を行う必要があります。抹消手続をするには、新聞などで45日間の公告掲載期間を経た後、地方税務局、国家税務局、税関で抹消手続を完了しないと、登記機関で抹消手続をおこなうことができません。前述の手続が全部完了後、登記機関は抹消申請を受理後7日間以内に抹消認可を下ります。</p> <p>吸収合併の手続を行うには、外資局、国家税務局、地方税務局、税関など諸部門で審査認可しなければなりません。各部門では審査期限を設けていますが、審査に必要な提出書類が揃えない場合、確かに受理せず、長く延ばすことがあります。</p>

二、アモイ税関より輸出入手続について説明

問題	回答
<p>一、輸入資材のHSコード分類について</p> <p>すでに税関の承認を得て、輸入した部材に対して、一転して判断基準が変わり、HSコード、申告価格などを修正させられ、追加納税と滞納金の支払いを要求されました。判断基準が変更された場合は、法律等規則の根拠に基づき十分説明していただきたい。また、いきなり追徴、処罰するのではなく、まずは警告、指導か</p>	<p>「中華人民共和国輸出入関税条例」（国务院令 392号）の第51条により、輸出入貨物を通関させた後、税関が関税の徴収不足又は徴収漏れを発見した場合、納税又は貨物通関日から1年以内に、納税義務者に対して税金を補完徴収しなければならない。納税義務者が規定に違反したことにより徴収不足または徴収漏れが齎された場合、税関は納税又は通関日から1日につき徴収不足分又は徴収漏れ分の万分の5で滞納金を加算することができます。</p>

<p>ら初めひどい場合は厳罰に処するとの立場でお願いします。日系企業は指導さえ受けられれば改善する意欲はあります。</p>	<p>詳細案件について、ご不明なところがあれば、直接税関に問い合わせることが可能であり、できるだけ詳しく説明いたします。</p>
<p>二、電子帳冊の棚卸について 電子帳冊の棚卸は生産停止せず行うことができますか。または2年ごとに行うことができますか。</p>	<p>加工貿易オンライン監督企業に対して電子帳冊を設けて管理しております。電子帳冊の最長期間は1年間としますので、毎年税関と照合作業を行わなければなりません。棚卸は照合にとって不可欠な作業であり、税関としてはできるだけ生産経営に影響しないように生産停止せず行うこととします。</p> <p>生産停止しないと棚卸できないものに対して、税関は以下の措置を採っています：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、会計監査の棚卸時期にあわせて、税関が同時に棚卸作業を行う。 2、シーズンオフまたは休祭日に棚卸作業を行う。 3、できるだけ引抜検査の形式で棚卸時間を短縮する。 <p>異常事情がなければ、税関の棚卸作業は半日以内に終わらせます。</p>
<p>三、5年監督期間満了の設備の再輸出について 保税で輸入された設備は5年間の監督期間満了後、生産品種の変更、停止などにより、海外へ再輸出を考えております。但し、当初輸入時の申告資料が見つらなく、一部資料が揃えない場合どのようにすれば良いでしょうか。</p>	<p>監督期間満了の外資企業輸入設備は税関監督解除をを行った上、再輸出することができます。</p> <p>具体的には、以下の2方式により手続が違います：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「一般貿易」の形式で再輸出する場合、輸出入許可証が必要な設備なら、批准機関が発行する許可証を持って通関します。検閲検疫が必要な設備なら、検閲検疫局が捺印する「輸出貨物通関単」を持って通関します。 2、「返送貨物」の形式で再輸出する場合、返送貨物に対して輸出入許可制度を実施しないため、輸出許可証を提出する必要がありません。但し、国際条約、国家法律にて別途規定（例えば、国家安全、公共道徳、知財保護、文化財保護などに関するもの）がある場合、その規定に従います。 <p>検閲検疫が必要な場合、検閲検疫局が捺印する「輸出貨物通関単」を持って通関します。ご注意くださいのは、「返送貨物」で再輸出する場合、当初輸入時の輸入通関書類を提出しなければなりません。</p>

三、アモイ市労働社会保障局より外国人就業と従業員募集について説明

問題	回答
<p>一、大卒未満の外国人の就業許可証について</p> <p>現在、大卒未満の就業許可取得について、高級技能証明が必要となっている。高級技能証明として各省庁発行の国家資格ということを経験年数、経験業務などについても加味していただきながら就業許可発行を判断してもらうことはできないか。</p> <p>また、その他の地域では就業許可証を取得するには「無犯罪証明」を提出しなくても良いと聞いておりますが、アモイでも「無犯罪証明」を提出しなくても良いでしょうか。</p>	<p>労働部、公安部、外交部、対外貿易部が發布する「外国人の中国における就業管理規定」により、使用者が外国人を採用して従事させる職務は特別な必要があり、国内では当分の間に適当な人員が欠けており、且つ国家の関連規定に違反しない職務でなければなりません。外国人の就業条件としてはその業務に従事するのに必要な専門技能と相応する業務経験を有し、犯罪記録がないこととします。</p> <p>福建省労働と社会保障庁が發布する「外国人就業許可証、外国人就業証を取得に関する関連問題の明確通知」により、就業許可証を申請する際に、外国人の所在国の関連機構が発行する無犯罪記録の原本、就業職位に相応する大卒証書または高級技能証書を提出しなければならないと規定しています。アモイ市労働社会保障局は福建省労働と社会保障庁の授權委託を受けて外国人のアモイにおける就業許可証と就業証の発行を担当しておりますので、上部機構の規定を従わなければなりません。</p> <p>但し、日系企業の実況を考え、アモイに就業する外国人が就業許可証を申請する際に、国内では当分の間に適当な人員が欠けており、且つ国家の関連規定に違反しない職務に従事する場合、大卒未満、又は高級技能証書がないが、本社での勤続20年間以上、年齢約45歳である場合、就業許可証を発行することができます。但し、その認可人数は限られています。</p>
<p>二、アモイ市の賃金水準について</p> <p>雇用確保の観点から、アモイ市内の企業の給与水準を公開していただくことは、可能でしょうか。</p>	<p>今年、アモイ市の経済回復が顕著であり、一部の企業では募集難が再現しました。</p> <p>今年の下半期から、最低賃金を上げる都市が多い、景気回復に従う雇用旺盛、近隣都市と関係、進出企業の負担能力などの要素を考える上、アモイ市政府は最低賃金の基準を上げることを検討中。</p> <p>賃金水準は企業経営者が政府のマクロコントロール政策に従いながら自主決定するものと認識しております。</p>
<p>三、賃金格差縮小計画について</p> <p>中央政府は賃金格差縮小計画を發布され</p>	<p>われわれが知っている限り、中央政府は具体的な賃金格差縮小政策を發布されていません。アモイの実</p>

<p>ましたが、アモイ市政府の具体的な実施案がありますか。</p>	<p>況から見ると、従業員を募集、安着させるために、生産ラインで勤務するワーカーの給与を上げる企業が少なくない。</p>
<p>四、従業員の募集困難について</p> <p>最近、生産規模の拡大に従業員の募集を行わなければなりません、募集活動に政府のご協力をお願いしてよろしいですか。</p>	<p>企業の従業員募集難を解決するため、労働局は以下の措置を採っております：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、週末に募集フェアを開催します。企業の募集コストを低減させるため、市、区レベルの人力資源市場は募集フェアに出展する企業に対して出展ブース料金と募集情報掲示料金を免除します。 2、労働力の余裕を持っている地域と連絡を取り、企業の募集活動に協力します。11月末に市労働保障局は5社の企業人事担当者を連れて、河南省、貴州省、雲南省の専門学校を訪問、新卒の募集に協力しました。 3、来年旧正月明けの労働力需要に関するアンケートを行い、労働力市場活性化の準備作業を展開します。 4、その他の地域（四川省の彭州、貴州の黔南州、福建省の三明、南平等）の人力資源市場でアモイ市企業の募集情報を掲示します。 5、企業に対して労働者募集のサービスの強化します。強化策としては奨励案などを発布、1年間延長する可能性があります。 6、テレビ、新聞などのマスコミを通じて、アモイの魅力を宣伝することにより、出稼ぎ労働者を呼びかけます。
<p>五、辞職する従業員に対して、労働局から管理強化の政策を考えることが可能でしょうか。</p>	<p>労働契約法の規定により、労働者が30日間を前もって（試用期間中の場合3日間）書面形式で会社に知らせる場合、労働契約を解除することができます。</p> <p>必要不可欠の従業員が安心して勤務してもらうため、以下の提案を考えております：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、最初の労働契約は3年間とし、長期間の契約を持って従業員に安心させます。さらに、研修を行う場合、労働契約を延長履行保証書を調印することにより、労働契約の長期化を図ります。 2、中期採用の従業員に対して、元の勤務企業が発行する労働契約の解除又は終止証明書の提出を求めます。 3、最低賃金基準を持って企業の賃金基準にする場合、従業員を定着させることが難しい。

	<p>待遇、将来性など企業の魅力を見せないと、いい人が残らない。</p> <p>労働契約法では労働者が30日間を前もって書面形式で会社に知らせる場合、労働契約を解除できると明記していますので、合法的に辞職することは労働者の権利であると認識しています。労働局の立場からみると、労働局で従業員の採用に関する届け手続を行う際に、管理を強化することにより、労働者に対して、「労働法」、「労働契約法」の遵守意識を教育します。</p>
--	---

四、アモイ市科技局よりハイテク企業認定について説明

問題	回答
<p>一、ハイテク企業の認定について</p> <p>特許の所有が認定条件の一つとなっているが、大抵の日系企業では知財を母国の本社機能で集中的に管理しているのが現状である。実際ハイレベルな研究活動をし、特許をだしていても、グループ企業での管理方法により、認定判断が変わってきてしまうのが現状である。形式判断だけでなく質的判断も含めることについて検討できないか。</p>	<p>ハイテク企業の認定は科技部、財政部、国家税務総局が発布する「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火【2008】172号）と「ハイテク企業認定管理ガイドライン」（国科発火362号）に基づき行い、ハイテク企業の認定手順と指標の詳細内容を明確に定められ、国家ハイテク企業認定管理弁公室より最終審査します。アモイは地方としては国家レベルの規定を修正する権力がありません。</p> <p>日系企業では知財を母国の本社機能で集中的に管理しているのが現状であることが了解しており、われわれの提案としては、アモイにおける日系企業は母国の本社と協商して、「5年間世界独占許可」を取得することにより、自主知財権を持ってハイテク企業の認定条件に合致させることが考えられます。</p> <p>アモイ市における企業は「知的財産権5年間世界独占許可」の登録手続を行う場合、福建省知識産権局へ届出て、関連資料をホームページからダウンロードできます。又は、特許事務所などを通じて代行することもできます。</p>

五、アモイ市国家税務局と地方税務局より税務問題について説明

問題	回答
<p>一、建物の無償貸し出しについて 当社が所有する建物の一部を関連会社へ無償に貸し出しをしています。当時、地方税務局の担当者へ確認しましたが、問題がないと回答されました。ただし、税務局の担当者は最近変わりました。後任者は借り出し日から加算して、貸出分に相当する税金の支払いを要求されています。政策の実施、企業への指導の一貫性をお願いしたい。</p>	<p>匿名ベースで問題提起しましたので、詳細が不明であり、ご満足な回答ができないかもしれませんが、市地方税務局は各区の税務徴収分局に調べた結果、8月に海倉区における某日系企業に対して、確かに「関連企業間の建物無償貸し出し」に関して特別納税調整を行いました。海倉区の外税分局長と担当者が当社に対して関連政策を詳しく説明を行い、当社からの反発は大きかったが、説明が前後不一致ということがありえないです。</p> <p>当社の詳細事情は以下の通り： 当社は所有工場と事務ビルを5社に貸し出し、そのうち、非関連会社の2社に対して20～70元/m²を家賃を請求、関連会社の3社に対して無償で貸し出しました。このような事情は独立企業間の取引原則に違反することが明らかであり、「中華人民共和國税収徴収管理法実施細則」第52条により、関連会社間の取引は関連関係のない独立企業間の取引に照らし、公平な価格と常識に従い行わなければならないと明記していますので、当社の関連会社への工場無償貸し出し行為は特別納税の調整対象になります。</p> <p>海倉区の外税分局は当社へ何回も法律規定を詳しく説明したことにより、納得を取得した上、関連取引に関する事実認定と特別納税調整案に合意を達しました。先月に追加納税申告が完了。</p>
<p>二、転厂は輸出と見なすことができますか、輸出の税金還付を受けられますか。</p>	<p>転厂取引貨物が中国の国境を出ていない、保税貨物として税関より監督しているため、客先へ出荷する際に通関単税金還付シートを発行しない、関連の電子データも税務局に伝えないため、輸出税関還付を受けられません。</p> <p>転厂貨物に用いた国内原材料の仕入増値税をうまく処理するため、転厂より保税物流園區に輸出するほうが良いと考えております。</p>
<p>三、企業所得税、増値税を改革後、経済特区の優遇措置がずいぶん消されました、現在、アモイ特区としてはどのような優遇</p>	<p>国税局の回答： (1) 増値税の面では、アモイ特区では優遇政策</p>

<p>政策がありますか。</p>	<p>がありません。</p> <p>(2) 企業所得税の面では、特区内での新設ハイテク企業は2免3減半の優遇（国発【2007】40号）が残っています。即ち、2008年1月1日以降、特区内で新設するハイテク企業は売上を取得する納税年度から1～2年目は企業所得税を免除、3～5年目は25%税率の半分で徴収します。</p> <p>経済特区内の新設ハイテク企業は特区以外でも生産経営に従事する場合、特区内の業務のみ優遇税率を適用され、事務費用を特区内、特区外に合理的に区分する必要があり、区分できない場合、特区内の業務収入も優遇税率を適用できません。</p> <p>地税局の回答：</p> <p>「国務院が都市維持建設税と教育費付加に関する内外資企業（個人）の統合」（国発【2010】35号）により、2010年12月1日から、外商投資企業、外国企業と個人に対しても、都市維持建設税と教育費付加を徴収し始めますので、地税の面では特区優遇は一切なくなりました。</p>
------------------	--

六、アモイ出入境検査検疫局より中古設備設備の輸出入について説明

問題	回答
<p>中古設備の輸入、輸出の規制についての制限をおしえてください。</p>	<p>中国の検査検疫法律法規のより、中古機電設備を輸入する際に、届出、船積み前検査、到着後検査が必要です。</p> <p>中古設備の輸入者は購入契約を調印する前に、国家質量検査総局又は出入境検査検疫局にて届出る必要があります。価格が高く、人身財産安全、健康、環境保護に関するハイリスク中古設備に対して船積み前検査が必要で、輸入通関時、輸入者は指定機構が発行する船積み前検査証明書を提出しなければなりません。その他の中古設備は到着後、検査を実施することが可能です。輸入の中古設備は中国の安全、衛生、環境保護に関する国家規制に遵守しなければな</p>

	りません。 輸出する中古設備に対して、新品輸出設備と同様な 検験検疫を実施します。
--	---

七、アモイ市貿易発展局より貿易政策について現場説明

問題	回答
<p>一、加工貿易の転換促進について</p> <p>香港の新聞によると、中国商務省は低付加価値製品の加工貿易に従事する企業の業態転換促進などを目的とした計画案の策定を進めていると報道されました。同記事によれば、一部の加工貿易制限品目を禁止品目に移すほか、モデル都市を選定して加工貿易企業のレベルアップを重点的に支援する方針で、同省関係者によれば、新政策は7～8月ごろに公表される見込み。またモデル都市は9月にも決まる見通しといます。現在、中央政府でどのような議論が行われているのか教えて頂けないでしょうか。</p>	<p>中国の輸出総額のうち、約50%は加工貿易であり、急激に変化している世界情勢の中、如何にバランスを取れる持続可能な対外貿易の発展方式を転換させることが重大な課題となります。そのため、商務部は複数回広東、浙江で現地調査を行った上、「対外貿易方式の転換に関する指導意見」の発布を考えております（現時点未発布）。具体内容は「四つの引き上げ」、「四つの改善」「六つの協調」とまとめられ、「四つの引き上げ」とは商品の品質、企業の国際競争力、対外貿易の協調性、国際貿易ルールの策定参与能力を引き上げること、「四つの改善」とは主体経済構造、商品構造、市場構造と貿易構造を改善すること、「六つの協調」とは輸出と輸入、貨物とサービス、輸出入と投資、輸出入と国内販売、各所有体制主体の間の関係をバランスよく協調すること。</p> <p>省エネは加工貿易業態転換の重点目標であり、加工貿易禁止目録の調整はまさにその目玉となります。7月15日に、「両高1資」（高汚染、高エネ消耗、資源品目）に該当する鉄鋼、化学製品、有色金属加工品など6品種の輸出税金還付を取り消しました。さらに、商務部は間もなく、加工貿易禁止目録の調整指令を発布し、資源密集、炭素排出に関わる品種のHSコードを加工貿易の制限目録から禁止目録に移すことを考えています。即ち、今回、輸出税金還付を取り消された6品種の製品は加工貿易の禁止目録に追加され、保税で輸出入することができなくなります。</p> <p>一言で言えば、輸出入の構造調整、特に加工貿易の構造調整、業態転換は避けられない時代になります。</p>
<p>二、来料加工ビジネスにも増値税の「免除、控除、還付」政策を実施する方向で検討中である。一方、来料加工企業の平均利益率が6%ぐらいしかないため、増値税を付加すれば4%以上のコスト増加となり、来料加工企業には致命的な打撃になるのではないかと心配しております。このような政策変更は急に変わると、企業がこまるので、前</p>	<p>国税局に確認した結果、確かに国家税務総局はこの政策の策定について下調べたことがあります。ただし、何時実施するか未定です。</p> <p>関連情報を密着にフォロー致し、政策変更する際にすぐ企業にご連絡いたします。</p>

<p>もってご説明いただけるとありがたく思います。</p>	
<p>三、来料加工企業に対して廈門政府は、将来進料加工へ強制的に切替を要求されますか。要求される場合、その切替は何年後になりますか。</p>	<p>加工貿易の業態転換は対外貿易発展方式転換の目玉であり、長期にわたり実施する事業であります。アモイ貿易発展局は商務部が間もなく発布する「加工貿易業態転換に関する指導意見」に従い、関連部署と連名してアモイの実施案を策定することを考えております。</p>
<p>四、受注減少、人民元高、原材料と人件費の高騰により、経営環境が悪化しています。政府としては企業に対して支援策を考えていますか。</p>	<p>日系企業は以下の支援策を利用することができます：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 中小企業国際市場開拓資金、これは輸出額4500万米ドルを下回る対外貿易企業が国際市場を開拓することを援助する資金です。 2、 輸出入信用保険資金、これは短期の輸出入信用保険を付保する企業に対する援助する資金です。

八、その他の部門より現場説明

問題	回答
<p>一、アモイは行政区分が島内（経済特区）と島外（特区外）と分かれていましたが、報道によればアモイ市全域を経済特区レベルと統一するとのことで、外資企業に対しては影響は如何でしょうか。</p>	<p>アモイ経済特区は地方立法権を持っており、特区をアモイ全域に拡大する場合、特区政府が制定する法規は島内と島外に同等的に適用することができますので、今後、立法する際に、島外の実況に合わせて法規を策定することにより、アモイ全域の企業発展を図ります。</p>
<p>三、同安区の消防用水ですが、水圧が低く水圧を上げる計画はございますか。</p>	<p>1、同安区消防大隊に確認したところ、消防水の供給は建設局（市内）、開発部門（工業区）が担当するとのこと。さらに、開発弁公室経由で水務集団に問い合わせたところ、工業区内では統一な水圧基準がなく、各企業の水圧（消防水圧を含む）はポンプとの距離と地勢の高さによりまちまちであることが実情です。水圧が低すぎる企業は水務集団と連絡して、詳細状況に合わせて水圧を引き上げる措置をとることが可能です。</p> <p>2、また、消防大隊によると、水務集団に水圧を引き上げることを申請する場合、その費用は企業が負担すべきとのこと。</p>